

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

求釈明に対する回答書

令和6年11月6日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅海 俊介

長尾 武明

樽井 勉

佐藤 良訓

佐藤 亘

山口 萌乃香

田中 貴大

小林 萌子

加藤 政樹

木村 美香

中 谷 文 音

向 山 智 哉

迎 雄 二

北 潟 丈 晴

工 藤 陽 子

長 谷 文 哉

上 田 裕 一

吉 岡 聖 剛

佐々木 俊 彦

加 藤 歩 葵

本 田 太 信

被告は、本回答書において、原告らの2024（令和6）年9月17日付け求釈明申立書（以下「求釈明申立書3」という。）における求釈明事項について、以下のとおり回答する。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による
5 こととし、略語等を整理した略語一覧表を本書面末尾に添付する。

第1 原告らの求釈明事項

1 求釈明申立書3第1の1（1ページ）

乙16号証「鑑定書（抄本）」の作成者の氏名と所属・連絡先を明らかにされ
10 たい。また、同証拠につき証拠説明書には「抄本」とあるところ、「抄本」では
なく、全体を示されたい。

2 求釈明申立書3第2の1（2ページ）

乙18号証「検査報告書（抄本）」の作成者の氏名と所属・連絡先を明らかに
されたい。また、同証拠につき証拠説明書には「抄本」とあるところ、全体を
15 示されたい。

3 求釈明申立書3第3の1（3ページ）

乙19号証「鑑定書（抄本）」の作成者の氏名と所属・連絡先を明らかにされ
たい。また、同証拠につき証拠説明書には「抄本」とあるところ、全体を示さ
れたい。

20 4 求釈明申立書3第4（4ページ）

以上の証拠（引用者注：乙第17、第20ないし第23号証）は、全て「抄
本」という形で提出されているが、重要な情報が隠されている可能性が高く、
そもそも、全体を通して検討せず各文書の正確な分析は不可能であるところか
ら、「抄本」でなく「全体」を示されたい。

25

第2 被告の回答

1 前記第1の1ないし3の求釈明事項に対する回答

乙第16、第18及び第19号証（鑑定書及び検査報告書）の作成者である各医師の氏名、所属及び連絡先は、別紙のとおりである。

その余は、回答の要を認めない。

5 2 前記第1の4の求釈明事項に対する回答

回答の要を認めない。

第3 前記第2の回答の理由

1 被告の令和4年11月18日付け上申書及び同月25日付け上申書で述べた
10 とおり、乙第16ないし第23号証は、原告ら（申立人ら）の2022（令和4）年6月1日付け文書提出命令申立書（本件申立書2）による文書提出命令の申立てに関し、被告が、名古屋地方検察庁から提供を受け、御庁に任意に提出したものである。

乙第16ないし第23号証は、各文書の作成者の氏名、所属及び連絡先（以下「作成者氏名等」という。）を含め、ウィシュマ氏の死亡に係る告訴・告発事件に関して作成された刑事事件に係る訴訟に関する書類（民訴法220条4号ホ）であり、本来、刑事訴訟法47条本文により、原則として、刑事事件の公判の開廷前には公にはしないと定められているものである。

加えて、乙第16、第18及び第19号証（鑑定書及び検査報告書）の作成
20 者である各医師は、刑事事件の捜査・公判に協力する見地から各文書を作成したものであり、そうであるにもかかわらず、その目的を超えて、民事訴訟等で作成者氏名等が開示されることとなれば、将来における捜査協力が得られなくなるなどの支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、検察当局は、乙第16ないし第23号証にマスキングを施
25 したものであり、現時点においても、マスキングの必要性は優に認められる。

2 もっとも、被告の令和6年6月28日付け第11準備書面第3（31ないし

3.7ページ)で述べたとおり、被告は、ウィシュマ氏の死亡の原因ないし機序が本件の争点とされるべきと考えている。そのため、被告は、乙第16ないし第23号証が、ウィシュマ氏の死亡の原因ないし機序に関する文書であり、そのうち乙第16、第18及び第19号証(鑑定書及び検査報告書)が中核的な文書であること及び令和6年9月25日の前回口頭弁論期日において示された御庁の考えを踏まえ、御庁による円滑な訴訟進行に協力する観点から、乙第16、第18及び第19号証(鑑定書及び検査報告書)の作成者氏名等については、御庁及び原告らに対し、別紙のとおり回答する。

ただし、前記1で述べたとおり、乙第16、第18及び第19号証(鑑定書及び検査報告書)の作成者である各医師は、刑事事件の捜査・公判に協力する見地から各文書を作成したものであり、その意に反して、インターネット等で作成者氏名等が公開され、誰もが容易に把握できる事態になれば、将来における捜査協力が得られなくなるなどの支障が生じるおそれがある。被告の令和4年11月18日付け上申書及び同月25日付け上申書でも述べたとおり、原告らは、別紙記載の情報については、インターネットへの流出等を防止するなど、その取扱いには十分留意されたい。

3 他方、乙第16ないし第23号証のマスキング箇所の記載の概要は、各文書の作成者氏名等、司法解剖に立会した警察官の職名及び氏名、解剖補助者の氏名、血液検査を行った検査責任者の氏名、連絡先及び事業所の名称等であり、ウィシュマ氏の死亡の原因ないし機序の検討に当たっては、中核的な文書である乙第16、第18及び第19号証(鑑定書及び検査報告書)の作成者氏名等を開示すれば足りる。そして、前記2のとおり、被告は、乙第16、第18及び第19号証(鑑定書及び検査報告書)の作成者氏名等を原告らに回答するから、それ以外の乙第16ないし第23号証のマスキング箇所の記載の詳細を明らかにする必要はない。

よって、求釈明申立書3による求釈明事項のうち、乙第16、第18及び第

19号証（鑑定書及び検査報告書）の作成者氏名等以外のマスキング箇所の記載については、回答の要を認めない。

以 上

別 紙

1 乙第16及び第18号証の作成者の氏名、所属及び連絡先

氏 名 青木康博

所 属 名古屋市立大学大学院医学研究科法医学分野（当時）

連 絡 先 aokiy@med.nagoya-cu.ac.jp

注意事項 青木康博医師は、既に名古屋市立大学大学院を退職している。

そのため、青木康博医師に連絡をする場合は、名古屋市立大学大学院医学研究科に連絡をすることは避け、上記連絡先のメールアドレスにメールを送信されたい。

2 乙第19号証の作成者の氏名、所属及び連絡先

氏 名 小池淳樹

所 属 聖マリアンナ医科大学病理学（診断病理分野）

連 絡 先 044-977-8111（前記大学の代表電話番号）

略語一覧

		略 語	全 文	定義箇所
1	な	名古屋入管	名古屋出入国在留管理局	第1準備書面 4P
2	こ	国賠法	国家賠償法	第1準備書面 4P
3	す	スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国	第1準備書面 4P
4	う	ウイシュマ氏	ラトナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ	第1準備書面 4P
5	え	掖済会病院	名古屋市内所在の名古屋掖済会病院	第1準備書面 4P
6	ち	調査報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書	第1準備書面 5P
7	に	入管法	出入国管理及び難民認定法	第1準備書面 5P
8	も	元交際相手	スリランカ国籍の男性	第1準備書面 6P
9	ち	中京病院	名古屋市内所在の中京病院	第1準備書面 10P
10	ち	庁内内科等医	名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）	第1準備書面 10P
11	お	OS-1	経口補水液であるOS-1	第1準備書面 10P
12	か	仮放免関係決裁書	ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁書	第1準備書面 11P
13	し	処遇規則	被收容者処遇規則	第1準備書面 16P
14	ち	庁内整形外科医	名古屋入管の非常勤医（整形外科医）	第1準備書面 18P
15	と	東京入管	東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）	第1準備書面 21P
16	ぬ	沼津警察署	静岡県沼津警察署	第1準備書面 23P
17	い	1回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 23P
18	に	2回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 24P
19	ち	庁内医師	医師2名	第1準備書面 28P
20	ち	庁内診療	名古屋入管内の診療	第1準備書面 29P
21	ち	庁外診療	外部医療機関での診療	第1準備書面 29P
22	し	收容継続の違法行為	違法な收容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
23	い	医療不提供の違法行為	健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せず死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
24	よ	容疑者	入管法24条各号の一に該当すると料する外国人	第1準備書面 33P
25	に	入国者收容所長等	入国者收容所長又は主任審査官	第1準備書面 40P
26	で	DV措置要領	DV事案に係る措置要領	第1準備書面 41P
27	と	東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年6月23日判決	第1準備書面 61P
28	ほ	本件ビデオ映像	ウイシュマ氏が收容されていた名古屋入管收容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約29.5時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚	第1準備書面 64P
29	み	民訴法	民事訴訟法	令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書13P

		略 語	全 文	定義箇所
30	き	求釈明申立書	原告らの2022年(令和4年)7月19日付け求釈明申立書	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
31	ひ	被告第1準備書面	被告の令和4年7月13日付け第1準備書面	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
32	ほ	本件尿検査	ウシヤマ氏に係る尿検査	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P
33	ほ	本件申立書2	申立人らの2022年(令和4年)6月1日付文書提出命令申立書	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
34	ほ	本件申立て2	本件申立書2による文書提出命令の申立て	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
35	か	各文書等	名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの)	令和4年11月18日付け上申書 3P
36	し	司法解剖の鑑定書	令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
37	び	病理鑑定書	令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
38	げ	原告ら第1準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」	第2準備書面 5P
39	げ	原告ら第2準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」	第2準備書面 5P
40	げ	原告ら第3準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」	第2準備書面 5P
41	じ	自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約	第2準備書面 13P
42	じ	自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会	第2準備書面 14P
43	い	移住グローバルコンパクト	「安全である秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」	第2準備書面 17P
44	お	乙第36号証の映像	乙第36号証に記録された映像	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
45	ほ	本件単独室	ウシヤマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
46	ぶ	文提意見書1	被告の令和4年7月15日付文書提出命令申立てに対する意見書1	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
47	べ	別件訴訟	別件国家賠償請求訴訟(水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号)	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P
48	に	2回目尿検査	令和3年2月15日に行われたウシヤマ氏の2回目の尿検査	第4準備書面 6P
49	い	1回目尿検査	令和3年1月26日に行われたウシヤマ氏の1回目の尿検査	第4準備書面 7P
50	け	経腸栄養剤	経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液	第4準備書面 14P
51	い	今川意見書	今川篤子医師が作成した意見書(甲第46号証)	第4準備書面 16P
52	げ	原告ら第4準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第4準備書面(損害論)」	第5準備書面 3P
53	げ	原告ら第5準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」	第5準備書面 3P
54	げ	原告ら第7準備書面	原告らの2023年(令和5年)5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」	第6準備書面 7P
51	ひ	被告第4準備書面	令和5年2月14日付け被告第4準備書面	第7準備書面 5P
52	げ	原告ら第8準備書面	原告らの2023年(令和5年)7月5日付け「原告ら第8準備書面 収容の違法性について(補充)」	第8準備書面 5P
53	ひ	被告第2準備書面	被告の令和4年12月5日付け第2準備書面	第8準備書面 6P
54	ひ	被告第5準備書面	被告の令和5年4月28日付け第5準備書面	第8準備書面 7P
55	ひ	被告第7準備書面	被告の令和5年8月10日付け第7準備書面	第8準備書面 10P
56	に	入管庁	出入国在留管理庁	第8準備書面 10P

		略 語	全 文	定義箇所
57	ご	拷問等禁止条約	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	第8準備書面 15P
58	の	野村教授意見書	久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科部門野村政壽主任教授の意見書	第9準備書面 7P
59	え	摂済会病院精神科医	(摂済会病院の)精神科医師	第9準備書面 24P
60	く	ケチアピン	ケチアピン錠100ミリグラム「サンド」	第9準備書面 34P
61	に	ニトラゼパム	ニトラゼパム錠5ミリグラム「トーフ」	第9準備書面 34P
62	げ	現に認識していた事実及び認識し得た事実	当該職務行為時点において当該公務員が現に認識していた事実及び同様の地位にある一般的な公務員として通常要求される職務を遂行すればその当時に認識し得た事実	第9準備書面 39P
63	い	一般的な入管職員	入管収容施設において被収容者の処遇等に従事する医学的な専門知識のない一般的な職員	第9準備書面 42P
64	げ	原告ら第10準備書面	原告らの2023年(令和5年)9月22日付け「原告ら第10準備書面 医療不提供の違法」	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 3P
65	や	約290時間分の映像	乙第36号証の映像(約5時間分の映像)以外の約290時間分の映像	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 6P
66	ひ	被告第9準備書面	被告の令和5年10月13日付け第9準備書面	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 3P
67	ほ	保安上の事故	被収容者の逃走、奪取等	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 6P
68	げ	原告ら回答書	原告らの2024年(令和6年)2月14日付け「求釈明に対する回答書」	令和6年3月7日付け求釈明申立書 3P
69	け	軽度のケトアシドーシス	原告らがいうケトアシドーシスの確定診断の定義(血液のpHが7.30未満、HCO ₃ ⁻ が15mmol/L未満であること。原告らの2024年1月12日付け原告ら第13準備書面第1の7・13ページ)に達した程度のも	令和6年3月7日付け求釈明申立書 5P
70	げ	原告ら第12準備書面	原告らの2023年(令和5年)11月22日付け「原告ら第12準備書面」	第10準備書面 8P
71	げ	原告ら第13準備書面	原告らの2024年(令和6年)1月12日付け「原告ら第13準備書面 医療の不提供」	第10準備書面 8P
72	い	今川・下医師意見書(その2)	今川篤子医師及び下正宗医師作成の2023年(令和5年)11月20日付け意見書(甲第103号証)	第10準備書面 9P
73	き	求釈明申立書2	原告らの2024(令和6)年5月20日付け求釈明申立書	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 3P
74	ひ	被告第10準備書面	被告の令和6年5月15日付け第10準備書面	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 3P
75	の	野村教授	久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科部門野村政壽主任教授	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 5P
76	の	野村教授意見書2	野村教授の意見書(その2)	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 5P
77	げ	原告ら第14準備書面	2024(令和6)年3月28日付け原告ら第14準備書面	第11準備書面 6P
78	さ	最高裁昭和57年判決	最高裁判所昭和57年4月1日第一小法廷判決(民集36巻45号519ページ)	第11準備書面 13P
79	さ	最高裁昭和50年判決	最高裁判所昭和50年10月24日第二小法廷判決(民集29巻9号1417ページ)	第11準備書面 15P
80	さ	最高裁平成11年判決	最高裁判所平成11年2月25日第一小法廷判決(民集53巻2号235ページ)	第11準備書面 15P
81	お	大阪高裁平成31年判決	大阪高等裁判所平成31年4月12日判決(判例タイムズ1467号71ページ)	第11準備書面 16P
82	げ	原告ら回答書2	原告らの2024(令和6)年3月28日付け求釈明に対する回答書	第11準備書面 17P
83	き	求釈明申立書3	原告らの2024(令和6)年9月17日付け求釈明申立書	令和6年11月 日付け求釈明に対する回答書 3P
84	さ	作成者氏名等	乙第16ないし第23号証の各文書の作成者の氏名、所属及び連絡先	令和6年11月 日付け求釈明に対する回答書 4P
85				
86				
87				
88				